

(お知らせ)

生物多様性民間参画パートナーシップへの参加者の募集について

平成22年5月25日(火)

環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性地球戦略企画室

直通：03-5521-8275

代表：03-3581-3351

室長：鳥居 敏男(内線 6480)

室長補佐：高橋 一彰(内線 6488)

担当：吉野 元(内線 6478)

日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会では、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、生物多様性条約の実施に対する民間の参画を推進するため、経済界を中心とした自発的な取組として、「生物多様性民間参画イニシアティブ」を、本年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議の機会に立ち上げることになりました。

これに先立ち、イニシアティブの活動の主体となる「生物多様性民間参画パートナーシップ」への参加の呼びかけを開始します。

1. 背景

近年の生物多様性条約の議論においては、生物多様性条約の目的達成について、民間部門の参画の重要性が強調されています。生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)で提唱された「ビジネスと生物多様性イニシアティブ(通称：B&Bイニシアティブ)」では、主として大規模な事業を行う企業等の参加を得て、この分野における先駆的取組みとして評価されました。

こうした活動をさらに推進していくためには、幅広い業種における様々な規模の事業者の参画を促し、その裾野を拡大していくことが重要です。

2. 「生物多様性民間参画イニシアティブ」の立ち上げについて

このような状況を踏まえ、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会では、国際自然保護連合(IUCN)日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省及び経済産業省と協力し、生物多様性の保全及び持続可能な利用等、条約の実施に対する民間参画を推進するプログラムである「生物多様性民間参画イニシアティブ」を、経済界を中心とした自発的なプログラムとして、B&Bイニシアティブの趣旨を受け継ぎ、本年10月に

愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第 10 回締約国会議（COP10）の機会に立ち上げることになりました。

本イニシアティブでは、ビジネス界における生物多様性の主流化を図るべく、中小企業や一次産業を含む幅広い事業者の参加と生物多様性に関する日本の先進的取組等への海外への発信を目指します。

3. 「生物多様性民間参画パートナーシップ」への参加者の募集について

これに先立ち、イニシアティブの活動の主体となる「生物多様性民間参画パートナーシップ」を設立することとし、本パートナーシップへの参加の呼びかけを開始します。

4. 募集要領について

募集要領に関する詳細は、添付資料 1 を御参照ください。また、参加方法等については、下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

5. 問い合わせ先

生物多様性民間参画パートナーシップ事務局（経団連自然保護協議会内）

〒100-8188 東京都千代田区大手町 1-3-2

電話：03-6741-0981（代表） FAX：03-6741-0982 メール：kncf@keidanren.or.jp

(募集要領)

生物多様性民間参画パートナーシップへの参加者の募集について

生物多様性民間参画パートナーシップ事務局

1. 背景

我々人類の生活は、生物多様性から得られる自然の恵みを受けることで成り立っています。この生物多様性が損なわれれば、将来の生活文化をはじめ、水や食料、貧困などの諸問題に多大な影響をもたらす恐れがあります。私たちは、人間の活動が生物多様性に様々な負荷を与えてきた事実を認識し、全ての人々と組織が持てる叡智を結集、協力して、生物多様性の危機に立ち向かわなければなりません。

この点、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っています。生物多様性条約（CBD）では、生物多様性の保全と持続可能な利用の実現等、条約目的の実現について、民間部門の重要性が強調されています。生物多様性条約第9回締約国会議（CBD-COP9）では、「ビジネスと生物多様性イニシアティブ（通称：B&B イニシアティブ）」が提唱されました。このイニシアティブは、CBD の目的を達成するために、生物多様性の保全と持続可能な利用を事業者の環境管理システムに取り入れていくこと、優良事例に関する情報を公表していくことなどを通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用への民間参画が強化されることを目的としたもので、この分野における先駆的取り組みとして意義あるものと考えられています。

このイニシアティブは、本年10月に愛知県名古屋市で開催される生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）においてその終期を迎えますが、生物多様性に関する民間参画の意義は益々高まっており、幅広い業種で様々な規模の事業者が生物多様性に関する取組に参画し、その裾野を拡大していくことが必要となっています。

このような状況を踏まえ、日本経済団体連合会、日本商工会議所及び経済同友会では、国際自然保護連合日本プロジェクトオフィス、環境省、農林水産省及び経済産業省と協力し、生物多様性条約の実施に対する民間の参画を推進するプログラム（生物多様性民間参画イニシアティブ）を立ち上げます。また今般、イニシアティブの活動の主体となる生物多様性民間参画パートナーシップへの参加者を募集します。

2. 本パートナーシップの目的及び活動内容

(1) 目的と活動方針

ポスト2010年目標の達成等を通じた生物多様性条約の目的実現のために、幅広い業種

で様々な規模の事業者が、自主的に、生物多様性に資する取組に参画すること及びその取組を向上させることを目的としています。また、この目的を達成するため、下記のような活動方針に基づき、活動を展開することとしています。

- ・多くの事業者が生物多様性を経営に反映させることを目指し、事業活動における生物多様性への取組の必要性や事業活動の内容等に応じた取組手法を分かりやすく伝える。
(気づく)
- ・生物多様性への取組をより実効あるものとするため、関連する情報共有を行う他、先進的な取組の開発・普及や関係機関との連携を促進する。(動く)
- ・生物多様性への取組が広く支持されるよう、生物多様性への取組に関する社会的認知度を向上させる。(広げる)
- ・生物多様性への取組を国際的に進めるべく、国外での生物多様性の保全及び持続可能な利用等の進展に寄与する。(貢献する)

(2) 活動内容

発足当初の活動としては、下記のような内容を予定しています。また、その拡充についても今後検討することとしています。

a. 事業者及び経済団体への参加の呼びかけ

本パートナーシップの目的及び「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」(添付資料2、以下「行動指針」という)の趣旨に賛同し、同行動指針(1項目以上)に沿った活動を実践、向上、推進する意思がある事業者に参加を呼びかける。また、本パートナーシップの目的及び行動指針の趣旨に賛同し、傘下の事業者に対して、本パートナーシップに関する普及啓発や実践支援を行う意思がある経済団体に参加を呼びかける。

b. NGO、研究機関及び政府機関との連携

本パートナーシップの目的及び行動指針の趣旨に賛同し、事業者による生物多様性への実践を支援することに建設的に協力する意思があるNGOや研究機関、政府機関との連携を図る。

c. 行動指針及び事業者の活動内容の情報共有

行動指針の趣旨、内容に関する啓発活動を行うとともに、事業者の取組内容に関する情報提供を求め、その共有を図る。

d. パートナーシップの活動内容の向上

パートナーシップの活動に関して定期的にアドバイス等をいただくため、事業者や学識経験者、NGO等で構成されるアドバイザリーボードを設置する。

e. 取組の優良事例に対する表彰

参加事業者の中から、優良な取組を表彰する制度を設ける。

f. 国際生物多様性年国内委員会との連携

国連総会決議に基づく要請を受け、生物多様性の保全と持続可能な利用に資する

活動を実施・促進するために設置された国際生物多様性年国内委員会と連携し、同委員会で行われるプロジェクトに対する可能な支援を行う。

g. パートナーシップの国際連携

国外での生物多様性の保全及び持続可能な利用の進展に対して貢献するため、CBD事務局及び海外の同様の活動組織等と連携を図り、パートナーシップの活動を踏まえた国際的な情報共有や経験交流を行う。

h. パートナーシップ及び参加者の広報

パートナーシップに参加する者は、パートナーシップの存在を広くアピールするとともに、参加者自身の広報のため、生物多様性コミュニケーションワード・ロゴの活用等により、パートナーシップに参加していることを各参加者の広報媒体や製品などで明示することについて呼びかける。

地球のいのち、つないでいこう



〇〇は生物多様性民間参画パートナーシップに参加しています

3. 参加要件

(1) 民間事業者

- ・ 国内で事業活動を行う民間事業者（農林水産業などの事業者を含む）であること。
- ・ 「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」の趣旨に賛同し、同行動指針（1項目以上）に沿った活動を実践、向上、推進する意思のあること。
- ・ なお、「日本経団連生物多様性宣言推進パートナーズ」及び「(ドイツの) ビジネスと生物多様性に関するイニシアティブ」、その他「生物多様性民間参画パートナーシップ行動指針」と趣旨が整合していると考えられる別紙（添付資料 3）記載の枠組みに参加している事業者は、本パートナーシップでの参加要件を満たしていると考えられるため、参加の意思のあるものとみなす。

(2) 経済団体

- ・ 本パートナーシップの趣旨に賛同し、会員事業者に対するパートナーシップに関する普及啓発や実践支援の意思があること。

4. 参加事業者の得られる便益等

- ・ 本パートナーシップに参加していることを各事業者の広報に活用できる。
- ・ 生物多様性に関する他事業者の取組事例等の情報を、自身の活動に活用できる。
- ・ 生物多様性に関する自主的な取組内容等についての情報を、本パートナーシップを通じて提供・発信することができる（情報交換・経験交流の題材として）。
- ・ 費用負担は原則としてなし。

5. 参加方法

参加を希望される方は、下記6.(2)まで、お問い合わせください。参加募集は継続的に行うこととしていますが、発足時の参加者としての締め切りを平成22(2010)年7月30日(金)(必着)とします。

6. その他

(1) 今後の予定

- ・本パートナーシップは、COP10において正式に発足する予定です。
- ・参加後は、別途お示しする「運営要項」に従っていただきます。

(2) 問い合わせ先

生物多様性民間参画パートナーシップ事務局（経団連自然保護協議会内）

〒100-8188 東京都千代田区大手町1-3-2

電話：03-6741-0981（代表）

FAX：03-6741-0982 メール：kncf@keidanren.or.jp

「生物多様性民間参画パートナーシップ」

行 動 指 針

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

- 1-1 生物多様性や自然の恵み（生態系サービス）の重要性を認識し、経営の基本に反映させる。
- 1-2 生物多様性問題に配慮するよう、経営者はビジョンを確立し、リーダーシップを発揮する。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

- 2-1 事業計画の立案等にあたっては、関係する国内外の生態系、地域社会に及ぼす影響などに配慮する。
- 2-2 遺伝資源の利用にあたっては、提供者と利用者がともに利益を享受できるよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

- 3-1 自らの事業活動による生物多様性への影響の把握・分析、及び事業の進め方の改善に努める。
- 3-2 実質的に生物多様性保全に資する事業活動に努め、生物多様性の経済的評価に基づく取引やオフセット等の利用は慎重に行う。
- 3-3 自らの事業活動に関わらない生物多様性問題についても、社会貢献活動として取り組む。

4. 資源循環型経営を推進する

- 4-1 自らの事業活動はもとより、商品・サービスのライフサイクルにも着目した省資源、省エネルギー、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を、継続的に推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業・暮らし・文化の創造を目指す

- 5-1 自然の摂理と伝統に学ぶ技術開発を推進し、生活文化のイノベーションを促す。
- 5-2 生物多様性保全に寄与する技術の開発、普及に努める。
- 5-3 既に自然の恵みが損なわれている地域において事業活動を行う場合には、生物多様性の回復を促すよう努める。

6. 国内外の関係組織との連携・協力を努める

- 6-1 NGO、教育・研究機関、地方自治体等とのコミュニケーションの拡充、連携・協力を努める。
- 6-2 生物多様性問題の取組みに関する情報の適切な発信、及び共有を図る。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

- 7-1 従業員に対する自然環境教育を、地域社会、NGO等と連携して、積極的に実施する。
- 7-2 社会全体の生物多様性を育む意識の向上に努める。

以 上

※ 本行動指針は、「日本経団連生物多様性宣言」(<http://www.keidanren.or.jp/japanese/policy/2009/026.html>) 行動指針の引用で、同宣言の趣旨に賛同し、生物多様性に貢献する活動を自ら実践する意思を表明する事業者が行う活動の例示である。参加者は、各社の経営資源を活用し、創意工夫を凝らして、生物多様性に貢献する活動を自主的に推進するものである。

「生物多様性民間参画パートナーシップ」参加要件を満たしている
とみなされる既存のイニシアティブ等

- ドイツビジネスと生物多様性イニシアティブ
 - ・参考資料1：ビジネスと生物多様性イニシアティブ リーダーシップ宣言

- 日本経団連生物多様性宣言推進パートナーズ
 - ・参考資料2：日本経団連生物多様性宣言

以 上

(平成 22 年 4 月 26 日)

ビジネスと生物多様性イニシアティブ リーダーシップ宣言

1. 企業活動が生物多様性に与える影響について分析を行う
2. 企業の環境管理システムに生物多様性の保全を組み込み、生物多様性指標を作成する
3. 生物多様性部門のすべての活動の指揮を執り、役員会に報告を行う担当者を企業内で指名する
4. 2～3年毎にモニターし、調整できるような現実的かつ測定可能な目標を設定する
5. 年次報告書、環境報告書、CSR報告書にて、生物多様性部門におけるすべての活動と成果を公表する
6. 生物多様性に関する目標をサプライヤーに通知し、サプライヤーの活動を企業の目標に合うように統合してゆく
7. 対話を深め、生物多様性部門の管理システムを引き続き改善してゆくために、科学機関やNGOとの協調を検討する

日本経団連生物多様性宣言

2009年3月17日
(社)日本経済団体連合会

<前文>

1. 日本経団連の取り組み

日本経団連は、1991年の「経団連地球環境憲章」、2003年の「活力と魅力溢れる日本を目指して」で示した「環境立国」の理念等に基づいて、人類の豊かな未来のために地球環境問題に積極的に取り組んでいる。

自然保護の分野においては、経済活動と自然環境の共栄を目指して、1992年に「経団連自然保護基金および同運営協議会(当時)」を設立し、自然保護活動の啓発・普及と、アジア太平洋地域を中心とするN G Oの自然保護プロジェクト支援を開始し、基金設立以来、支援総数は約800件に達している。また、2003年には「日本経団連自然保護宣言」(以下「自然保護宣言」という)を発表して、一層の啓発および活動の推進を図ってきた。

2. 生物多様性の危機

1992年にリオデジャネイロで開催された国連環境開発会議(地球サミット)において、「気候変動枠組条約」とともに、「生物多様性条約」が採択された。しかしながら、生物多様性については、計測したり実感したりすることが難しいため、その重要性に対する認識はいまだ十分とは言えない。

人類は生物多様性から計り知れない自然の恵みを受けており、生物多様性が損なわれれば、将来の生活文化をはじめ、水や食料、貧困などの諸問題に多大な影響をもたらす恐れがある。社会経済活動が生物多様性に様々な負荷を与えてきた事実を認識し、すべての人々と組織が、持てる叡智を結集、協力して、生物多様性の危機に立ち向かわなければならない。

3. 私たちの決意

私たちは、「自然保護宣言」に基づいて、生物多様性の保全を重視した自然保護活動を推進してきた。今こそ、生物多様性が将来の持続可能な社会にとって重要な基盤であることをより深く認識し、国際社会の一員として、すべての人々との間で役割と責任を分かち合い、連携・協力して生物多様性に資する行動を一層推進する決意である。

そこで、生物多様性の保全、生物資源の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目指して、さらに積極的に取り組んでいくため、「自然保護宣言」に掲げた生物多様性への取り組みを進化させた「生物多様性宣言」をここに定める。

なお、この宣言および行動指針については、今後、進捗状況を把握するとともに、必要に応じて改善を図っていく。

<宣言>

1. 自然の恵みに感謝し、自然循環と事業活動との調和を志す

私たちは、生物多様性が生み出す自然の恵み（生態系サービス）に大きく依存している事実に感謝する心を養い、地球誕生以来営まれてきた大気、水、土、生物を含む自然循環機能と事業活動との調和を目指し、自然との共生を志す。

2. 生物多様性の危機に対してグローバルな視点を持ち行動する

私たちは、国境を越えた生態系サービスの恩恵を受けていることを改めて認識するとともに、生物多様性が損なわれつつあるという危機感をすべての人々と共有し、グローバルな視点に基づきつつ、多様な地域性にも配慮して生物多様性の保全を図る。

さらに、遺伝資源の利用にあたっては、生物多様性条約の理念を尊重するとともに、遺伝資源を次世代につなぐよう努める。

3. 生物多様性に資する行動に自発的かつ着実に取り組む

私たちは、自らの社会的責任の大きさを自覚し、事業活動に伴う生物多様性への影響低減や、生物多様性の実質的な保全につながる社会貢献活動に、自発的かつ着実に取り組む。取り組みにあたっては、個々の経営内容や経営理念に応じて、持てる経営資源を活用し、創意工夫を凝らして行動するよう心掛ける。

4. 資源循環型経営を推進する

私たちは、省資源、省エネルギー、3R等の活動を通じて、限りある地球の資源を繰り返し利用する資源循環型の社会風土の形成に努め、生物多様性や気候変動の問題解決につながる経営をより一層推進する。

5. 生物多様性に学ぶ産業、暮らし、文化の創造を目指す

私たちは、奥深く計り知れない自然の摂理と、伝統や先人の叡智を学ぶとともに、生物多様性にとって低負荷な事業活動や環境技術の開発を促進することによって、経営革新を図り、持続可能な産業、暮らし、文化の創造を目指す。

6. 国内外の関係組織との連携、協力を努める

私たちは、生物多様性への取り組みをより実効あるものにするため、国内外のあらゆる関係者との間で生物多様性に関する認識の共有を図り、連携、協力を積極的に推進する。

7. 生物多様性を育む社会づくりに向け率先して行動する

私たちは、生物多様性に関する深い認識のもとに、社会とのコミュニケーションを図りつつ、率先して生物多様性に対する社会的責任を果たすことにより、持続可能な地球社会のために貢献する。

私たちは、以上の7原則を尊重し、生物多様性のために一層固い決意で取り組むことをここに宣言する。